

# 社会福祉法人見真福社会 幼保連携型認定こども園

## 田代こども園

2023（令和5）年度

### 重要事項説明書



1. 名 称 チーたん
2. 誕生日 平成25年2月15日  
※鹿児島別院屋根に獅子口が乗った日
3. 仕 事 お寺等の活動をPR
4. 性 格 人なつっこくて明るい性格  
いつも阿弥陀さまに手を合わせ、お念仏を称えている。
5. 特 徴 チタン瓦を頭に乘せて軽やかに、しかも、しっかりとした土台（耐震・耐久性能UP）でありながら速やかに行動する。  
お顔は、かるかん。

# 社会福祉法人見真福祉会 幼保連携型認定こども園

## 田代こども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するに当たり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人見真福祉会
所 在 地	肝属郡錦江町田代川原275番地1
電 話 番 号	0994-25-4037
代 表 者 氏 名	理事長 林 正美

### 2 施設の目的・運営方針

就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう、豊かな宗教的情操教育の中で、心身の調和的発達を図り幸せな生活のできる礎を築くとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営します。

### 3 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園 田代こども園
施 設 の 所 在 地	肝属郡錦江町田代川原275番地1
連 絡 先	電話番号 0994-25-2037 F A X 0994-25-2558 E-mail <a href="mailto:kenshin.kawahara@tulip.ocn.ne.jp">kenshin.kawahara@tulip.ocn.ne.jp</a> H P <a href="http://www.ans.co.jp/n/kawahara/">http://www.ans.co.jp/n/kawahara/</a>
管 理 者	園長 林 正美

利 用 定 員	1号認定子ども (満3歳以上の小学校就学前の子ども)	15人
	2号認定子ども (満3歳以上で保育の必要な小学校就学前の子ども)	15人
	3号認定子ども(1,2歳) (満3歳未満から満1歳以上で保育の必要な子ども)	12人
	3号認定子ども(0歳) (満1歳未満で保育の必要な子ども)	3人
開 設 年 月 日	令和2年4月1日	

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### 施 設

敷 地	敷地全体	2,973.48㎡
	園 庭	318.60㎡
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	588.28㎡
	新築年月日	昭和51年3月20日

##### (2) 主な設備

設 備	部屋数	備考
乳児室	1室	さくら・つばき組(0,1歳児クラス)
ほふく室	1室	
保育室	2室	たんぽぽ組(2歳児クラス) すみれ・れんげ組(3,4歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
会議室	1室	

## 5 職員の設置状況

<職員配置>

令和5年4月1日

職 種	員数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1	1		
副園長	1以上	1		
主幹保育教諭	2以上	3		
保育教諭	8以上	9	4	
栄養士・調理員	2以上		5	
事務員	1以上	1	0	

本園では、錦江町特定教育・保育施設及び特定地域方保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月4日条例制定第22号）の定める規準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合があります。

<組別配置状況>

令和5年4月1日

組	保育教諭数	専任教諭
さくら・つばき組（0, 1歳）	2	1
たんぽぽ組（2歳）	1	1
すみれ・れんげ組（3, 4歳）	1	1

各組には専任の職員の他、子どもの数や心身の状況に応じ補佐する職員を配置します。

<職員の勤務体系>

主な時間帯掲載

職種	始業時間	終業時間	人数
園 長	8:00	17:00	1名
副園長	8:00	17:00	1名
主幹保育教諭	8:00	17:00	3名
保育教諭	8:00	17:00	13名
栄養士・調理員	8:00	17:00	5名
事務員	8:30	17:30	1名

ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間は異なります。

また、業務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 教育・保育等を提供する日

(1) 1号認定の子ども 教育標準時間認定

- ・月曜日から金曜日 午前9時から午後1時（4時間）

- ・休園 ①土曜、日曜、祝日及び年度末（3月30日、31日）
- ②春季休園 4月1日～4月6日
- ③夏季休園 8月1日～8月31日
- ④冬季休園 12月26日～1月7日

ただし、やむを得ない理由、保育が必要な場合は預かり保育、延長保育を提供します。預かり保育、延長保育等には別途利用者負担が必要になります。

## (2) 2号認定及び3号認定の子ども

- ・月曜日から土曜日 午前7時から午後6時（11時間）保育標準時間認定
- ・月曜日から土曜日 午前8時から午後4時（8時間）保育短時間認定
- ・休園 ①日曜、祝日
- ②年末年始（12月29日～1月3日）
- ③年度末（3月30日、31日）

ただし、やむを得ない理由、保育が必要な場合は預かり保育、延長保育を提供します。預かり保育、延長保育等には別途利用者負担が必要になります。

## (3) 園の行事等の状況で午前保育のご協力をお願いする場合は年4～5回あります。

給食なしの午前保育……年2～3回（入園式、お遊戯会等）

給食ありの午前保育……年2～3回（運動会準備、職員研修等）

## 7 教育を行う学期

- (1) 第1学期 4月 1日～ 7月31日
- (2) 第2学期 8月 1日～ 12月31日
- (3) 第3学期 1月 1日～ 3月31日

## 8 教育・保育等を提供する時間

### (1) 教育標準時間認定（1号認定）に係る教育・保育時間

- ・教育時間 9時～13時
- ・預かり保育 上記（(1)以外の時間他において7時00分から18時00分までの範囲内で預かり保育を提供します。

（預かり保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の利用者負担の他に、別途利用者負担が必要になります）

### (2) 保育標準時間認定（2号、3号認定）に係る保育時間

- ・7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

### (3) 保育短時間認定（2号、3号認定）に係る保育時間

- ・8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から18時00分までの範囲内で、預かり保育を提供します。

(預かり保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の利用者負担の他に、別途利用者負担が必要になります)

#### (4)延長保育 18時00分から19時00分まで

やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲で延長保育を提供します。

(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の利用者負担の他に、別途利用者負担が必要になります)

## 9 提供する教育・保育等の内容

幼保連携型認定こども園、教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### 特定教育・保育の提供

上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

### 教育・保育の特色

「生かされているいのちを喜ぶ子どもを育てる」ことを教育・保育の目標に掲げ、「阿弥陀さまを拝む子」「思いやりのある子」「お話をよく聞く子」「みんなと仲良くする子」の育成を願いとして保育を進めて参ります。また、

・食事・排泄・睡眠・挨拶・清潔・着脱衣などの基本的な生活習慣を教育・保育を通して習得し、生活面で自立することのできる**セルフサポート能力**

・自分の考えていることや思っていることを身振りや言葉で表現して伝えたり、相手の考えていることをきちんと理解することのできる**コミュニケーション能力**

・自分を環境や状況に応じて適応したり、思い通りにならないことがあっても我慢することのできる**セルフコントロール能力**

を育成します。

また、園外保育を通して自然に触れ遊び学ぶ体験をすることで、豊かな感性と創造性、思考力を育み就学の基礎を培います。

## 食事の提供

- ・子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		離乳食・授乳		個人別の対応
1歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時40分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

- ・調理員による、当園独自の献立による給食の提供を行います。

### (1) 子育て支援事業

- ・子育てに関する保護者、地域の方からの相談に応じます。
- ・「園だより」誌等の配布、ならびにホームページにより、子育てに必要な情報を提供します。
- ・地域子育て支援を行う方に対する必要な情報の提供と助言を行います。

### (2) 延長保育事業

- ・やむを得ない理由により教育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育料が別途必要になります。

### (3) 一時預かり事業

当園は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児に対して一時的に保育を実施します。（ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りではありません。）

## 10 利用料金

特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。お知らせ方法については、入園説明会等でご案内いたします。

1号認定の方の中で「特別減免（免除）申請書」を提出した方については、園長が認めた場合は、保育料、一時預かり保育料金及び給食費を減免（免除）することができます。

## 11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- ・利用する乳幼児が小学校に就学したとき
- ・2号、3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

- ・必要な費用を著しく滞納し、当園の督促等に対して誠意を持って対応しないとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### 内 科

医療機関の名称	濱畑クリニック
医 院 長 名	濱畑 和人
所 在 地	肝属郡錦江町田代川原403
電 話 番 号	0994-25-2575

### 歯 科

医療機関の名称	神田歯科医院
医 院 長 名	神田 光一
所 在 地	肝属郡錦江町田代麓652-7
電 話 番 号	0994-25-2058

### 学校薬剤師

薬 剤 師 名	軀川 導康
勤 務 先	円通寺保育園
所 在 地	肝属郡肝付町南方257
電 話 番 号	0994-67-2137

## 13 緊急時の対応

お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合、特別のお申し出がある方には指定する医療機関に速やかに連絡を行います。並びに保護者の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

かかりつけの病院、緊急連絡先は別紙に記入いただきます。

## 14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決責任者 林 正美</li> <li>・受付担当者 貫見 たか子 石田 梢</li> <li>・ご利用時間 当園開園日、開所時間内</li> <li>・電話番号 0994-25-2037</li> <li>・FAX 0994-25-2558</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申出ください。
---------------	--

第三者委員	佐々木 哲生	住所 鹿屋市向江町4-2
		☎ 0994-42-3801
		法人監事
第三者委員	内園 修子	住所 錦江町城元517-2
		☎ 0994-22-1233
		保育教諭
第三者委員	宮地 せき子	住所 鹿屋市田淵町166
		☎ 0994-48-2038
		元保育士

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> </ul>		
避難・消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の規定に基づき、避難訓練（毎月）及び消火訓練（年2回以上）を実施します。</li> </ul>		
第1次避難場所	園庭	第2次避難場所	川原グランド

## 16 虐待の防止

当園では子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

## 17 当園におけるその他の留意事項

当園をご利用の際「入園のしおり」に基づき重要事項及び留意点をご説明します。